

平成29年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 平成29年12月13日（水曜日）午後1時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	委 員 長	前之園 孝 光	副委員長
石 渡 登志男	委 員	黒 須 俊 隆	委 員
倉 持 安 幸	委 員		

出席説明員

下 水 道 課 長	御 苑 昌 美	下 水 道 課 副 課 長 兼 建 設 班 長	小 泉 秀 一
下 水 道 課 副 主 幹 兼 施 設 班 長	三 宅 秀 和	下 水 道 課 主 査 兼 管 理 班 長	松 本 劍 児
ガ ス 事 業 課 長	鎌 田 直 彦	ガ ス 事 業 課 副 課 長 兼 保 安 班 長	石 井 勇
ガ ス 事 業 課 主 査 兼 工 務 班 長	山 田 俊 雄	ガ ス 事 業 課 主 査 兼 業 務 班 長	花 澤 勇 司
都 市 整 備 課 長	林 浩 志	都 市 整 備 課 副 課 長	渡 辺 公 一 郎
都 市 整 備 課 副 主 幹 兼 住 宅 班 長	宇 津 木 正 明	都 市 整 備 課 主 査 兼 街 路 公 園 班 長	山 本 芳 久
安 全 対 策 課 長	大 塚 好	安 全 対 策 課 副 課 長	鵜 澤 康 治
安 全 対 策 課 主 査 兼 消 防 防 災 班 長	内 山 貴 浩		

事務局職員出席者

議会事務局長	安 川 一 省	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與 志 秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査について

- ・議案第 5号 平成29年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算
- ・議案第 6号 平成29年度大網白里市ガス事業会計補正予算
- ・議案第 8号 大網白里市市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第11号 都市公園を設置すべき区域を定めることについて

(2) 意見書の提出について

- ・道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（前之園孝光副委員長） こんにちは。

ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後 1時30分）

◎委員長挨拶

○副委員長（前之園孝光副委員長） では、委員長、ご挨拶をお願いします。

○委員長（田辺正弘委員長） 皆様、ご苦労さまです。

12月議会、最後の委員会になりました。議案が4つ、意見書1つという形で進行していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いします。

以上です。

○副委員長（前之園孝光副委員長） ありがとうございます。

では早速、協議事項に入らせていただきます。

では、委員長、よろしくをお願いします。

◎議案第5号 大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、傍聴の希望がありましたので、これを許可します。

傍聴者を入室させてください。

（傍聴者 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、本日の出席委員は5名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、当常任委員会に付託議案の審査を行います。

議案第5号 平成29年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

下水道課を入室させてください。

（下水道課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 下水道課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号の説明をお願いいたします。

○御苑昌美下水道課長 それでは、職員を紹介させていただきます。私、課長の御苑と申します。

向かって左隣になりますけれども、建設班長を兼務しております小泉副課長になります。

○小泉秀一下水道課副課長兼建設班長 小泉です。よろしくお願いいたします。

○御苑昌美下水道課長 向かって右隣りになりますが、施設班長を兼務しております三宅副主幹になります。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 三宅です。よろしくお願いいたします。

○御苑昌美下水道課長 さらに右隣りですが、松本管理班長になります。

○松本剣児下水道課主査兼管理班長 松本です。よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

本補正予算につきましては、本市公共下水道の根幹的施設であります浄化センター及び中継ポンプ場等について、長寿命化計画に基づき耐用年数を超過し、老朽化や機能低下の著しい設備について、平成30年度から32年度の3カ年にわたり、改築更新を実施するための事業費に関し、債務負担設定を行おうとするものでございます。

債務負担の内容ですが、下水道施設改築更新事業として、限度額9億9,300万円、財源内訳ですが、国庫支出金4億9,930万円、地方債4億9,370万円でございます。改築更新事業につきましては、第1期として浄化センターの水処理施設、汚泥処理施設及び管理棟の一部について、平成24年度から27年度の4カ年で実施した経過がありますが、このたびは第2期として、第1期の対象外で耐用年数を超過し、老朽化や機能低下が著しいため、早期に更新すべき設備等として、主に浄化センターの汚泥脱水機や汚水ポンプ等の機械電気設備、それから中継ポンプ場の自動除塵機、し渣破砕機、流入ゲート等の機械電気設備、さらに各マンホールポンプ場の通報装置等を更新しようとするものでございます。

以上となります。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第5号の内容について、ご質問

等があればお伺いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 これは例によって、日本下水道事業団ですか、この天下り組織なんだろうと思いますけれども、ここが限度額の中で実際にはいろいろ入札だとか何とかで、またその場合によっては戻ってくると、そういう考え方でいいんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○御苑昌美下水道課長 まず、下水道事業団と、その基本協定を締結する運びになりますけれども、その基本協定の中で、各年度で実施の協定を締結しまして、工事を執行していくという形になります。実際に事業団のほうへお支払いする、その費用というのは、その入札をして実際に契約した金額ですね。それになおかつその事業団へお支払いする、いわゆる事務費ですね。それを合わせて単年度ごとにお支払いをしていく形になりますので、精算という形になろうかと思えます。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 事業は違いますが、このスマートインターでね、大幅に工事の額が増加したという話でね。そういうことというのは、今回の下水道関係は大丈夫なんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 御苑課長。

○御苑昌美下水道課長 今回の改築工事、前回もそうなんですけれども、事前に調査をしておりますして、施設の状態、機器の状態等を確認しておりますして、早急に改築をしなければ、更新をしなければいけない機器というのをリストアップして、優先順位をつけているわけなんですけれども、事前の準備もしておりますので、実際の実施にあたりましては、そんなに大きな変更というのは出てこないかとは考えております。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 大丈夫だと、課長は、私が言うからには大丈夫だと自信を持って言えると、そういうことで聞いておきます。

○委員長（田辺正弘委員長） 前之園委員。

○副委員長（前之園孝光副委員長） これまでもやってきたし、これからも30年度、32年度にかかって9億9,300万ということなんですけれども、今後の予定というのはどういうふうなんです。さらにどのぐらいまでかかるのか。32年度以降ですね。

○委員長（田辺正弘委員長） 御苑課長。

○御苑昌美下水道課長 32年度以降となりますと、今回、予算措置をお願いしております第2

期、その次、第3期以降になろうかと思えますけれども、第3期以降の計画につきましては、第2期を進める途中に第3期を考えて、その計画をしていこうということで考えておりますので、現段階では、その第3期の32年度以降に係る費用というのは、まだ想定しておりません。

○委員長（田辺正弘委員長） 前之園委員。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 基本的には問題ないというふうには思うんですけども、債務負担行為はね。ここで国庫支出金が4億9,930万ですよ。地方債が2億9,370万ということですから、これまでの地方債の累積というのはどのぐらいあるんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 松本さん。

○松本剣児下水道課主査兼管理班長 28年度決算の数字で申し上げさせていただきますと、起債のほうは公共下水道のほうで64億ほどの未償還額が残っております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 前之園委員。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 前にもそういう話して、金利が少しどうなのかというのと、利息なんかを考えてどういう工夫されているのか、ちょっと。

○委員長（田辺正弘委員長） 松本さん。

○松本剣児下水道課主査兼管理班長 そうですね、利息に関しましては、最低金利でございます。その上で、なおかつ公共下水道の場合、30年ですとか、最長で借りるところによっては40年借り入れができるんですが、最近はその短くいたしまして、15年間での返済ですね。そのようにいたしますと、金利全体が短期間で支払いが終わりますから、その分金利が少なくなるというような工夫は今いたしているところでございます。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 前之園委員。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 毎年幾ら利息は払うんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 松本さん。

○松本剣児下水道課主査兼管理班長 28年度の実績で申し上げますと、1億2,400万ほどの支払いが28年度で行っております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○副委員長（前之園孝光副委員長） できるだけ早目、早目に施設を改築して、できるだけぶ

っ壊れてから直すというのは大変なことです。早目にやっていただくのが大事なことで、それと同時に、先ほどから申したように、金利というかな、利息があまりかさばらないような工夫を、より一層お願いしたいと思います。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかの委員の方、質問があればお願いいたします。

はい。

○倉持安幸議員 1点だけ、経田の中継ポンプ場から推進でセンターまで、県道下を推進工事でずっと通したんです、パイプをね。あれはもう何年たちますかね。それとその維持管理するのに相当深いんで、そのへんはどうしているのかね、ちょっと1点教えていただければ。

○委員長（田辺正弘委員長） 御苑課長。

○御苑昌美下水道課長 大網中継ポンプ場から終末処理場へ至る県道下に幹線、大網白里幹線と呼んでおりますけれども、口径で1,100ミリから1,200ミリの管を入れております。今お話のありましたとおり、推進で入れておりますけれども、大体工事が昭和61年、2年、3年、元年、2年あたり、そのあたりで実施しておりますので、そろ25年以上は経過しているかと思われま。

○委員長（田辺正弘委員長） 三宅副主幹。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 あとちょっと追加といたしまして、管渠の耐用年数がまず50年というのが、標準と言われます50年というのが、まず決まっております。その中で約半分の25年を経過しておりますので、たしか平成25年あたりにメインの管に合流をするところでやはり汚水が暴れて硫化水素が発生しやすいということがありますので、その合流部について、中の検査をしております。その検査の結果ですと、まだ今のところは大丈夫だというような結果になっております。また、今後定期的に5年に1回やりなさいよということで、下水道のほうもちょっと改正があったものですから、また定期的にそのあたりを検査して、今後どうしていくのかということ、また見きわめていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○倉持安幸議員 地震があったときに大丈夫なのかね。アスファルトの下7、8メートル、海の中通していると同じですよ。あれ地震があったときに、もしもの話するけども、万が一地震のために管が破損しちゃったときにはどうするのかなという危惧があるんだよね。そ

の点がどういうお考えかなと。耐用年数50年だから、まだ30年ちょっとしかたっていないからね、大丈夫なんだろうけれども、あれをやりかえるとなると、相当なやっぱり莫大な費用かかるじゃないですか。だから耐震の関係はどうなのかな。

○委員長（田辺正弘委員長） 三宅副主幹。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 やはり耐震ということで、それは国のほうも地震と津波ですね、これは国のほうも非常にやっぱり気にしているところではございます。ただ、その中で下水道というのは、管渠プラスあと処理施設、どちらがだめでもやっぱり処理はできないので、耐震ということでは両方同じような形で耐震をやっていかないといけない。ただ、これだけの距離、それとこの改築更新だけでも10億というお金ですので、まずひとまずすごくお金がかかるというところで、現段階においては、そういうことも考えていかないといけないとは思いますが、まずは改築更新のほうを優先的に今あるものをまずきっちりと運転できるようにというふうに考えています。今後、そういう処理施設含めての耐震を検討していくことになるかと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○倉持安幸議員 あのセンターへ入る1日の流入量というのはどのくらいですか、およそでいいです。

○委員長（田辺正弘委員長） 三宅副主幹。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 約今7,200立方メートル入ってきております。

○委員長（田辺正弘委員長） 私、大項目のこの施設改築更新工事という言葉は、例えば20年たつと俗に言う延命化工事ということですかね、意味合いは。毎年毎年これが繰り返されるんじゃないくて、その2期に分けて。

三宅副主幹。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 基本的にもものには耐用年数がございますので、その耐用年数がたって減価償却をされれば、基本的にそのものを入れかえて、ものを特に新たな機能をつけるということではなくて、今後のその下水道の将来、入ってくる水の量とかも勘案しながら、一番コスト的に安いものに置きかえていくということですね。中にはその機械としての何個かの機器が合わさって、1つの設備というものがあるんですが、そういうものについては部品の交換をすることによって、設備として延命化できるもの、そういうものの中にはありますので、そういうものについては部品の交換をして、設備全体とし

て延命化を図ると。その延命化を図るものと、もうものとして更新、交換をしてしまう、そういうその2つの考えで、どちらがいいのかというところを比較しながら、この計画の中に織り込んでおります。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） もう一つ、毎回下水道課の方には質問しているんですけども、先ほど黒須委員も言ったように、日本下水道事業団、ただ1社しか本当にその専門分野というか、こういう工事に携わる入札指名というか、本当にないんですかね。

課長。

○御苑昌美下水道課長 まず、下水道施設の建設、それから改築更新ですけども、目的の一定の水準の品質を確保するために、土木、それから建築、機械電気、さらには水質等もあるんですけども、こういった多岐にわたる専門的な高度な知識、技術、それから経験が必要とされるわけなんですけども、今回お願いします改築更新は、これはとりわけ技術力必要とするもので、大規模な工事であること。それから、既存施設を稼働しながら、今ある施設を稼働しながら行うということで、既存施設の影響を最小限に抑える必要もありますので、そういったものを含めた設計や管理監督が必要になるわけなんですけども、このために既存施設の運転管理と密接に調整する必要がありますので、一口に言うと厳しい条件下での工事、これを執行するために必要な設計や積算、それから工事实施に伴う管理監督を行うために、先ほどのお話出しましたけれども、各分野に精通した技術者、専門技術者の配置が必要なんですけども、今の市の体制ですと、こういった精通した専門技術者が配置できないという、ちょっと状況にありますので、下水道事業を実施する地方公共団体の技術支援や代行業務を目的として法的に設立され、豊富な経験や高い技術、数多くの実績を持っております日本下水道事業団へ委託しようということになります。

○委員長（田辺正弘委員長） 毎回の私の質問になっちゃって、これも課に対しては永久の課題ということで、いろいろ研究もしてみてください。とにかく安全な工事で無事終わることを祈ります。

私は以上です。

ほかの委員の方、あれば。

倉持委員。

○倉持安幸議員 3年間で9億を見込んでいるんですけども、この9億の中の割合が、施設の中で、センターの中で使われる割合はどのぐらいですか。およそでいいです、およそで。あ

とは管路だと思っけれども、どういふ見込みで。

○委員長（田辺正弘委員長） 三宅さん。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 今9億3,000万円の中で、実際には今回対象としておりますのは浄化センター及びあと中継ポンプ場、先ほどこよつと出ました大網中継ポンプ場、あとみどりが丘、白里、それとあと季美の森に4カ所ございます。それとあとマンホールポンプ場が6カ所ということで、こよつと管渠のほうは入っておりませんが、あくまで処理施設のもの、耐用年数がまずこよつと短いところですね。そういうところの改築更新ということで、この金額ということになっております。

○委員長（田辺正弘委員長） では、下水道課の皆さん、退席していただいて結構です。ご苦労さまです。

（下水道課 退室）

◎議案第6号 平成29年度 ガス事業会計補正予算

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、議案第6号 平成29年度ガス事業会計補正予算についてを議題といたします。

ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） ガス事業課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をよろしくお願ひいたします。

時間の関係もありますので、簡潔にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第6号の説明をお願ひいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

副課長の石井です。

○石井 勇ガス事業課副課長兼保安班長 石井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 公務班長の山田です。

○山田俊雄ガス事業課主査兼工務班長 山田です。よろしくお願ひいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 業務班長の花澤です。

○花澤勇司ガス事業課主査兼業務班長 花澤です。よろしくお願いします。

○鎌田直彦ガス事業課長 私、課長の鎌田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号 平成29年度ガス事業会計補正予算の説明をさせていただきます。

資料は平成29年度12月補正予算総括表の2ページになります。

本議案の趣旨は、平成29年度ガス事業会計予算を補正し、平成31年4月施行予定の公営企業会計システム賃借を債務負担行為として定め、平成30年4月から業者選定及びシステム構築等の準備作業を始めることで、業務の円滑な執行を図ろうとするものでございます。

その概要は、期間としては平成31年度から平成35年度の5年間とし、支払い限度額は2,813万4,000円、これは税込みとなります。

次に、提案理由ですが、当初現行会計システムの契約期間期限である平成30年8月の後は1年ごとの再リースを2回行うことで、平成32年8月まで使用する予定としていましたが、今年7月に現行システム納入会社からオペレーションシステムのサポート期間が終了することなどを理由に、2回目までの再リースはできないとの通知があったところでございます。これに対応するには新システムの稼働開始を平成31年4月に前倒しし、さらにその導入には約1年間の準備作業が必要となることから、平成29年度中に発注し、遅くとも平成30年4月までには納入業者の選定を終えるべきであると判断したところで、12月補正予算に計上したものでございます。これにより平成30年決算は現行システムの1回目の再リースで対応し、平成31年度予算から新システムで対応することが可能となります。

次に、契約方法ですが、企業会計システムは専門性が高く、また本市要求仕様を満たすために多くのカスタマイズを必要とすることから、単なる価格の安さで選定すると、期待した能力を得られない危険性があります。このことから、性能と価格の安さ及び業者選定の公平性を同時に確保するために、業者選定に際しては公募型プロポーザル方式とする予定でございます。

また、限度額を2,813万4,000円としておりますが、費用対効果の最大価格公営企業の当然の責務でありますので、契約にあたりましては、提案された仕様の価格を十分精査し、必要な機能を確保すると同時に、可能な限りの経費節減を図りたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） ありがとうございました。

ただいま説明がありました議案第6号の内容について、ご質問等があればお伺いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 再リース2回やる予定だったのが1回になってしまったと。再リースというのはそもそも幾らだったんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 花澤主査。

○花澤勇司ガス事業課主査兼業務班長 現行の月額程度で1年間、再リースができるということとです。

○黒須俊隆委員 そうですよ、普通ですよ。私もそういうコピーの再リースとか、いまだにやっているぐらいで、この再リースをやれる限りやったほうが安上がりで、だって12分の1のリース価格ですよ。そういう意味では、非常に不本意ことですよ。これ具体的にどういうオペレーションシステムが変わってだめになったんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 鎌田課長。

○鎌田直彦ガス事業課長 前のこの仕様書を見ますと、細かい仕様がいっぱい書いていまして、そのOS基本導入という部分にはウィンドウズサーバー2008R2、そのほかにもオプションのパッケージがついていて、そのようなオペレーションシステム、通常で使うXPとか、そういうオペレーションシステムではないです。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 もうこの今回がだめになったというのはしょうがないわけで、使えないわけですがけれども、今回プロポーザル方式で、それなりにいいものという話だったんですけども、そういう意味では、今後に関して、要はウィンドウズっていうのは、マイクロシステムがぼったくりなわけで、あしたからやめます、そういう話なわけですね。そういうことも精査しながら、今後とりあえずは5年間で31から35年間の会計システムだけれども、さらに二、三年とか、再リース例えばできる、そういうことなのかも含めて、業者を選定していく、そのシステムを選定していくことが必要なんじゃないのかなというふうにちょっと思いましたので、ぜひ担当課におかれましては、そういうところも厳しくチェックしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかの委員の方、何か。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 新しく会計システムが入ることなんだけれども、どういうメリットがあるのか、そのへんをちょっとお聞かせください。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○鎌田直彦ガス事業課長　メリットといたしましては、会計システム全般を情報集約化しまして、決算時にはさまざまな財務諸表ができると。さらには予算を編成するためのシステム、さらに固定資産管理システム、あと企業債の管理システムなどが入っていきまして、さまざまな会計業務に役に立つと、そういうシステムでございます。

○委員長（田辺正弘委員長）　はい。

○副委員長（前之園孝光副委員長）　今後は経営が改善できるというふうになってくれなきゃ困るんだけど、そういうあれがありますか、めどが。

○委員長（田辺正弘委員長）　鎌田課長。

○鎌田直彦ガス事業課長　会計システム自体はこれまでも採用してきましたので、これによって大幅な経営改善というのは見込めるわけではございませんが、これまで以上にこのシステムを利用しまして、財務諸表等、議会等、市民に公表できるような資料の作成することが確保できると、そういうシステムだと思っております。

○委員長（田辺正弘委員長）　前之園委員。

○副委員長（前之園孝光副委員長）　ガス事業をやっているところはほかにもあると思うんですけど、そのへんの研究はどういうふうにされているのか。

○委員長（田辺正弘委員長）　鎌田課長。

○鎌田直彦ガス事業課長　さまざまなソフトを提供する会社はあるわけで、全てが同じ会社から、このへん、近隣のガス事業者が全て同じ会社から導入しているということではない情報は知り得ていますが、あくまでも先ほど言いましたように、公募型プロポーザル等によって、本市の要望する仕様に合致した、さらにその上で安価なシステムを導入するつもりでございますので、近隣の事業者と同じくするつもりはございませんけれども、一応調べてはおります。

○委員長（田辺正弘委員長）　ほかの委員の方、何かあれば。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長）　なければ、ガス事業課の皆さん、退席していただいて結構です。

（ガス事業課　退室）

◎議案第 8 号　大網白里市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 11 号　都市公園を設置すべき区域を定めることについて

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、議案第8号 大網白里市営住宅設備設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 都市公園を設置すべき区域を定めることについてを議題といたします。

なお、議案第11号については、関連がありますので、安全対策課も入室させてはいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、そのようにいたします。

最初に、議案第8号を議題といたします。

都市整備課を入室させてください。

（都市整備課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 都市整備課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

はい、林課長。

○林 浩志都市整備課長 都市整備課でございます。職員の紹介をさせていただきます。

一番右側、副課長の渡辺でございます。

○渡辺公一郎都市整備課副課長 渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○林 浩志都市整備課長 その隣、住宅班長副主幹の宇津木でございます。

○宇津木正明都市整備課副主幹 宇津木です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志都市整備課長 私の左側、街路公園班長、主査の山本でございます。

○山本芳久都市整備課主査兼街路公園班長 山本です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志都市整備課長 私、課長の林です。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

最初に、議案第8号 大網白里市市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案第8号説明資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございます。

公営住宅法施行令及び同施行規則の一部改正に伴いまして、大網白里市市営住宅設置管理条例で引用する条項にずれが生じたことから、所要の規定整備を行おうとするものでございます。

次に、2の改正の概要でございます。

(1)が公営住宅法施行令、(2)が同法施行規則の一部改正に伴うものでございますが、1枚めくっていただきまして、条例の新旧対照表をごらんください。右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所につきましては、一例を挙げますと、第11条であります。入居の承継でございますが、アンダーラインの部分、右側の公営住宅法施行規則の11条が左側の改正後の12条になるものでございます。このように全部で4カ所、同様の条項ずれを改正するものでございます。

議案第8号 大網白里市市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例につきましては、以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第8号の内容について、ご質問等があればお願いします。

といっても、これだけですからね。各委員の方、どうですか。質問という質問はね。

○黒須俊隆委員 私も質問というほどの質問はないので、せっかくの機会なので、今市営住宅について何か新しい考え方をもとに進めているんじゃないかと思うんですけども、その途中経過というか、教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（田辺正弘委員長） 林課長。

○林 浩志都市整備課長 市営住宅につきましては、前回9月の第3回定例会におきまして、市営住宅のあり方についてということで、ご説明をさせていただきました。その後、そのときご案内させていただきましたが、パブリックコメントを実施するということで実施をいたしまして、意見が3つございまして、おおむね内容的には考え方に賛成するというご意見でしたものですから、市営住宅のあり方につきましては、原案どおり、議員の皆様にお示ししたとおりで現在、案がとれて市としての考え方になりました。

今年度、それを受けまして、市営住宅の長寿命化計画というものを策定いたしまして、今後既存の市営住宅の長寿命化を図れるような計画を立てて進めていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（田辺正弘委員長） では、質問なければ、続けて、局長、このまま安全対策課を入室させて、席が後ろのほうにあるのか。

安全対策課を入室させてください。

（安全対策課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、都市整備課課長から議案第11号の説明をお願いいたします。

○林 浩志都市整備課長 それでは、議案第11号 都市公園の設置すべき区域を定めることについて、説明をさせていただきます。

議案第11号の説明資料をごらんください。

1の趣旨でございます。

（仮称）防災第2号公園を設置すべき区域を定めるにあたり、都市公園法第33条第5項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の概要でございます。

経緯といたしまして、津波発生時に緊急一時的な避難施設として整備を進めている築山につきまして、完成後の有効な活用を図るため、都市公園として日常的に地域コミュニティの憩いの場といたしまして、利活用できるよう公園予定区域を定めようとするものでございます。

都市公園の整備についてでございますが、街区公園1カ所、面積約5,000平方メートル、坪で申し上げますと、約1,500坪でございます。

表のほうでございますが、公園名は（仮称）防災第2号公園、区域は四天木のごらんの地番の区域で、1枚めくっていただきますと区域図がありますので、ごらんください。公園予定区域につきましては、薄く着色した部分になります。位置関係申し上げますと、わかりにくい図面で申しわけないんですが、図面の東側、右側の白い三角形の部分が太平洋になります。その脇のほうは砂浜、九十九里浜になりまして砂浜の左側の縦の線、こちらが波乗り道路、さらにその左側の縦の線が産業道路になります。図面の南側、下側の横の線が、こちらが郡界道路、10メートル道路の延伸部になります。道路の南側は白子町という関係になります。また、公園予定区域の上の蛇行している線が堀川になります。おおむねの位置でございますが、産業道路の西側約500メートル、郡界道路の北側約200メートル、堀川の南側約400メートルの位置でございます。

最後に、議案第11号説明資料に戻っていただきまして、4の参考についてでございますが、

都市公園法の抜粋を記載してございます。都市公園法第33条、公園予定区域でございますが、こちらは地方公共団体が必要があると認めるときには、都市公園を設置すべき区域を定めることができるとされております。

また、第5項につきましては、冒頭説明申し上げましたが、地方公共団体が第1項の規定により、都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第11号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

石渡委員。

○石渡登志男委員 これについては反対はしませんけれども、例えば都市公園を防災第2号公園という形で区域を定めたいというんですから、これはさっきのとおりでいいんですけども、具体的に例えばその公園として区域を定めるということで、整備をしたいということになりますと、何かこう付帯するものでつくっていくというようなことがあるんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○大塚 好安全対策課長 公園の整備ということでございますが、基本的には築山の整備ということで考えております。ただ、維持管理していく上で有効活用したいということで、公園として利用していくような形で、現在実施設計をやっておりまして、その中で検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 私つくづく思うのは、例えば長生村によく行ったりしているんですけどもね。築山がありますでしょう。その前に公園としての機能を持たそうということで、小さい子が遊べる遊具を、トイレつくったり、下のところにトイレつくっていますから、津波が来れば終わっちゃうんですけども、そういったものでもやっているんですけどもね。ほとんどというぐらい活用がないのね。だからやっぱり1号防災公園が、第1号公園がタワーだと思うんだけど、もう特化しちゃったのよ。余計なものは一切つくらないとね。それが本来、ちょっと前に議場で黒須議員の話もあったと思うんだけど、余計なものをつくっていけば維持費もかかるしね、あくまで目的はその1点、津波から住民を守るということだけなんで、区域を定めて設置するのはいいですけど、ただ余計なものは

一切つくらない。

それからね、ここがいいんだという、その築山の件が公園になっていますから、言いたいですけれども、何か今ちょっと課長のほうから説明がありましたけれども、地元の人たちはね、私も現場見たんですよ。あれ、ここにつくっちゃうのと思ったわけ。というのは、周りは家がないしき。だから何でここにつくっちゃうんだろうというね、地元の人からもね、「石渡さん、何でここにつくるの」と。「それが俺には、はてななんだよ」というね。はてなマークだったということで話も一部出ているんですよ。そのへんは何であそこじゃなきゃいけなかったのかというのを、ちょっと教えていただければ。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 位置につきましては、津波避難施設整備計画の中で、四天木敷地内につきましては、南避難路沿いで海岸からおおむね750メートルの周辺ということで、計画に位置づけておりまして、その位置を選定しております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 その計画的にはそうなるんでしょうけれども、現実その場所に行って、周り見てね、例えば750メートルと、仮に周り見てね、あれ、本当にここふさわしいのというようなね。当然のように課長も副課長も行ったと思うんですけれども、そのへん見てね、ふさわしいの、これがふさわしいなというふうにね、本当にね。あの現場で思っているのかどうかね。ちょっとお聞きしたいなど。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 位置につきましては、一団の土地も必要でございますので、そういった観点も含めまして、津波避難施設整備計画の位置づけに沿って選定したところでございます。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 やっぱあそこがふさわしいということで、1度皆さん方もぜひあの場所を見ていただきたいと。海から歩いてみていいですよ。本当にね、住民が地元の人たちがこれによって、私はタワーはわかる。あの位置につくったというのは。私はベストだと思っています。ただ、築山については、このあたりでちょっとつくってみるかみたいな、そんなことはないんでしょうけれども、そんなイメージがちょっと湧いちゃうんだよね。だ

からそのへん、そういう考え方をもとにやっているんでしょから、それはそれとしましてもね。いろいろ考えながらやっていただきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかの委員の方。

○黒須俊隆委員 石渡委員にちょっと関連するんですけども、まずはじめに、この5,000平米というのは、純粹に築山に必要な広さなのか、それとも多少なりとも何か公園にするときに、例えば外構だとか何かのために、そのプラスアルファがあるのか、それどっちなんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 基本的な盛土をした場合ののり勾配、1対2で必要面積を必要幅、長さを決めまして、当然形状によりまして、築山以外の土地も含まれております。築山に純然たる必要な土地プラス余裕を見込んでおります。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 それはその公園にすることを利活用のために見込んでいるのか、その築山をつくるには、その築山だけじゃなくて、築山に付随するものとして余裕を見ているのか、どっちなんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 築山を配置しまして、それに余裕を見まして、その部分を公園として利活用するという考えでおります。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ということは、公園にしないんだったら、この5,000平米要らないということでもいいんですね。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 当然これまで地元の説明会等を開いてまいりまして、築山整備に伴いまして有効活用するために、公園を含めた形での整備も地元の要望としてございますので、そのへんも加味してございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 築山に係る平米数は何平米なんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 現在、その具体的に実施設計をやっておりますので、その中で算定

してまいります。現状として、純然たる面積はどのくらいかというのは、ちょっと把握はできておりません。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 おおむねこのくらいとか、そういう概算どのくらいとか、そういうのも一切出ていないんですか。

（発言する者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） しばらくお待ちください。

大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 幅を隣地の幅として、おおむね5メートル程度を見込んでおります。隣地までの境界としておおむね5メートル程度を見込んでおります。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 5メートルがそのぐるっと回るといふ、そういうこと、イメージとしては。

○大塚 好安全対策課長 一番要は築山ですので、イメージ的には円錐の頂点を平らにしたようなイメージなんですけれども、そうしますと広いところと狭いところがあるかと思えますけれども、一番狭いところで隣地との境界から5メートル程度を見込んでおります。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ見る限り、四角い土地なわけですね。一番狭いと5メートルおおむねで、平均したら何メートルか知らないけれども、例えば6メートルなら6メートルだったら、もうすぐ計算すれば何平米と出るでしょう。ちなみにこの四角形のこの土地、何メートル何メートルの四角形なんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 長手方向が約75メートル。短いほうは65から67メートルぐらいですかね。

○黒須俊隆委員 65から67、その周りを仮に5でこうやって線を引いたとすると、こうなるわけですね、その65メートルというね。これは面積で言うと、おそらく倍ぐらい違うんじゃないかと思うんだけど、ちょっと計算機がないので何とも言えないんですけれども、どうですか、計算できますか。65メートル掛ける5掛ける2足す、65メートル掛ける5掛ける。そうだと、65メートル掛ける10で650の倍だから、1,300平米か、今仮に5メートルだとしたらね。5メートルだとしたら1,300平米なんですよ。だから5,000平米のうちの1,300だから、3分の1ぐらいという感じですかね。最低5メートルだから、5メートルじゃなくて6メ

ートルのところもあるかもしれないし、いろいろあるかもしれないですけども、築山の形によるけれども、少なくとも最低でも1,300平米以上、そういう土地があると。それを活用して公園にしていこうと、そういうお話だったと思うんですけども、ちなみにこの土地自体は全て買収ですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○大塚 好安全対策課長 全て用地買収となります。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今予定の予定地というのは、どういう形状でどういう価格が予想されるものですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○大塚 好安全対策課長 現況が畑でございます。価格につきましては、畑の単価で買収予定にしております。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 そのおおむねの概算で幾らぐらいを予定しているんですか。わからなければ固定資産評価とか、今幾らなのか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○大塚 好安全対策課長 まだ用地のほうの個々の交渉をしてございませんが、不動産の評価金額で購入を予定してございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 都市整備課長のほうにお尋ねしたいんですけども、この公園として、前回のタワーの場合、公園として指定したけれども、基本的にはいわゆるそのへんの公園みたいな遊具を設置したりとか、ベンチを設置したりとか、そういうのはしないと。当面はしないというふうになったけれども、今回のことについては、どんなふうを考えているんですか。今回、住民との関係があるから、どんなふうに進めるのか、ぜひお尋ねします。

○委員長（田辺正弘委員長） 林課長。

○林 浩志都市整備課長 今回の実施設計の内容につきましては、安全対策課のほうで所掌しております、詳しい内容については私のほうでは把握はしていない状況です。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 先ほどもちよっとお話しさせていただきましたけれども、基本的には築山の整備をさせていただくと。その中で地元のほうの意見も伺った中で、具体的にど

ういったものを配置するか。そのへんを決めていきたいと、そのように考えております。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 何て言うんですかね、これ地元の要望もあって築山つくと、私は理解しているんだけど、防災対策のために。例えばごみ焼却炉だとか、いろんな迷惑施設と一般的に言われる火葬場だとかね、そういうものをつくるときには地元の振興もはからなきゃいけないだろうとか、地元のために、道路はよくしなきゃいけないだろうとか、そういうのはあるのはしょうがないことだと思うし、ところが、この地元がやっぱり津波対策でどうしてもぜひつくるといことでつくるにもかかわらず、必要のないような例えば公園とか、もしくは本来だったらつくらないはずだったものを、わざわざ税金をかけてつくるといのは、考え方としてはちょっと違うんじゃないかと私は思うんですけれども、そのへんのことについて、地元の今回の公園を整備していくことについては、どのような話し合いがされているんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 これまで津波避難施設整備計画の説明会の中で、各地区地元の意見を伺った中で、四木13区につきましては、築山を整備すると。その築山自体を地元の憩いの場として活用できるように、公園として整備をしていただきたい、そのような意見を伺っております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 私は石渡委員と同じで、この築山自体には反対するつもりはないんですけれども、きちんと前回私はタワーについて、これは大き過ぎるんじゃないかということで、相当意見を申し上げたと思うんですが、それは津波避難施設整備計画に基づいて、これを進めているはずなんだから、整備計画に基づいて進めろということで論陣を張ったわけですが、今回も津波避難施設整備計画に基づいて、築山をつくること自体反対なわけではないんだけど、この必要なものをつくるのはしょうがないけれども、果たして本当にこの公園として利活用するメリットが、市全体にあるのかどうか。市民にとってメリットがあるのかどうか。今回の土地買収費にももちろん影響するし、その後の管理費等にも当然影響していくわけなのでね。ちょっとこの計画については、あまりに安易な計画じゃないのかなということにはちょっと感じました。

とりあえず以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 私は白里、住んでいてわかったんですけども、地元の意見を聞くとね、あっちの人は、ここに築山つくるんだよと言ったら、何かつくってもらって、必ずなっちゃう。あっちの方々は。例えば宝くじの助成金があったら、この助成金どうするかねという話になったときに、南今泉の公園のところね、タワーつくろうと言ったところ、その300万利用して公園でもつくってもらうかと。でつくっちゃうわけだよ。でもね、ほとんどというぐらい利用がないわけ、まず。だからやっぱり市がしっかりと、その方針を示していきながら、これはもうこれに特化していくんだと。皆さん、余計な税金はここにかけると分があったら、こっちの築山にかけたいというぐらいの意欲で持っていないと。それから、あと買い取りも余程注意しないとね。前回の質問であったとおり、タワーのように。あれは確か議会には、私たちには同意しているということで話があったんだけど、同意しているというのは、土地の売買の金銭面を了解を得ているというのが普通の考え方と私は思うんですけどもね。だからああいう状態になっちゃったでしょう。だから余程ね、こういう買い取りでも注意していかないとね。あれはとてもじゃないけれども、そんな金額じゃ売れないよと。地権者がどのぐらいいるのかわからないんだけど、そういった問題も出てくるからね。私は十分注意が必要じゃないのかと。

それから、あとこれ大きさ的には何、長生村にあった城之内のあの築山ぐらい、あんなでかいの。ピンとこないのね。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○大塚 好安全対策課長 城之内のほうと同じ程度の大きさ。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 すごいよ。あの城之内とかぐらいっていったらね、すごい立派なもの。いいものだと思うんだけど、違った。もう一つあるよね。

○委員長（田辺正弘委員長） 副課長。

○鶴澤康治安全対策課副課長 長生村2つ築山があると思うんですよ。片方が1町歩ぐらいの大きさのでかいやつで、もう一つが今回のこちらと今考えているのと同じ5,000平米程度のものだったんです。長生の小さいほうの。

（「小さいほう」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 でかいのと言ったから、あそこにそれだけの土地があったらすごいぞと思

ったんだけど、小さい分ぐらいでもいいと思うんだけど、ただやっぱり多少ね、本当に公園の機能もつけましようということと言うと、いろいろ設置したりするお金があるんだっただらば、それを築山のほうに投じたほうがいいと思いますし、あるいは築山はもうこれだけのお金があれば十分だというんだっただらば、その無駄なお金を使わない。それを市のほうが住民のほうにちゃんと説明をしていかないと、住民側はやはり、「うん、こっちはつくってくれるんだっただらば、つくってもらっちゃうかい」というような、そういうところがやっぱりどうしても出ちゃうんだよね。だからそのへんもやっぱり説明会のときでも、市側がそういうイニシアチブをしっかりと握って発信していかないと、なかなか難しくなってくると。そこだけです。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 前之園委員。

○副委員長（前之園孝光副委員長） こういうふうに築山ができるということは、地元の方々も安心すると思うんですけども、以前からちょっと話しているように、補助というか、交付金の手当についてはどうなっているか、ちょっと確認します。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 社会資本整備総合交付金を活用して整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 大体、2分の1とか。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 補助率は2分の1でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 確認の意味で、ちょっともとに戻って恐縮なんですけれども、避難タワーは何で交付金なんかの対象にならないのか、ちょっとこう皆さん、疑問に思っている人がいるので、ちょっとせっかくだったら、この機会に説明してください。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 避難タワーにつきましては、まずはタワーをとということで、起債を活用して建設したという経過がございます。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○副委員長（前之園孝光副委員長） この質問を最初にやって、本当はね、市の単独でやるよりは交付金をきちっと使ってもらいたいというのが1つの趣旨でございます。

それから、もう一点は、都市公園を設置すべき区域はということで、名前が都市公園ということになっているんで、多分防災的な築山だから、遊具とかそういうのはほとんどつけないというスタンスじゃないかというふうに思うんですけれども、維持管理するために、この都市公園という名前があるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○大塚 好安全対策課長 そのとおりでございます。

○副委員長（前之園孝光副委員長） そのへんをきちっともうちょっと説明しないと、遊具とかそういうふうに都市公園というイメージがね、どうしても遊具があるとか、そういうような話になっちゃいかねないんで、ただつくった後は都市整備課が都市公園として維持管理しますよというスタンスでいいわけですよ。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○大塚 好安全対策課長 維持管理につきましても、市のほうの内部の問題でございますので、そのへんも十分調整してみます。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長、最初に石渡委員が言っていたように、その遊具だとか、トイレだとか、石渡委員は余分なものはつくらないという、そういう発言がありましたけれども、実際は計画上はただ築山だけなのか、そのへんをフェンスで囲むだとか、いろいろ周りの整備が付属が出てくるとか、そのへんはどうなんでしょうか。

課長。

○大塚 好安全対策課長 基本的な設計の中では、遊具ですとか、駐車場ですとか、そういったものも配置をするというような考えではおります。

○委員長（田辺正弘委員長） トイレは。

○大塚 好安全対策課長 トイレも設置する計画でおります。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 そうするとやっぱりつくるということにね。だからそれが私なんかには言わすと、私の個人的な意見になるかもしれないけれども、無駄になると。1度ね、そういった築山のある公園のところ見まして、何回も見まして、よく見てくれば、数時間くらいいたかな、誰も来なかったね。今までかなり行ったんだけど、構造上いろいろ見たんだけど、周りの近所の問題とかね、日当たりの問題とかいろいろそういうのがあって、

聞いたりしたんだけれども、やっぱり来たのがお母さん1人に小さい子どもが1人、1回だけだったね。10分くらいいたかな。それでぱっと帰っちゃったよね。だからやっぱりそういうものは私はどうなのかなと。

例えばタワーなんかだったら、場所がないんだものね、あのへんになってくるとね。つくるよりもね。かなり厳しくなるだろうと。ああいった余計なものをつくると、津波が押し寄せてきたとき、あれがかえって逃げているひとに対して危険度だってあるかもしれない。ぎりぎりいっぱい津波が来たときに、津波の破壊力ってすごいでしょ。ばあっと来るわけだよ。コンクリートの建物のトイレつくったりしても、そのコンクリートもいとも簡単に壊してしまう、破壊力があるわけだよ。ぎりぎりいっぱい逃げてきた人に対して、それが逆に凶器になるおそれだってね。だって目的は、「さあ、皆さん、ここで遊びましょう、公園で遊びましょう、楽しいですね」というものをつくるんじゃないんだから。目的は万が一住民が逃げ遅れたときの備えとしてね、ここに逃げてくださいよというものをつくるわけでしょう。それに対して、何かちょっとやっぱり方向がね。だから何でもそうなの。世の中って利活用だとか有効活用、有効利用しようという言葉で全部物事が進められていくから、だんだんと目的から逸れておかしい方向に行くわけなの。だからそのへんをやっぱり担当課は十分つくるような、そういう流れなんだから、十分考えていかないと、だからさっき地元の話をしたわけ。人間って何でもね、やってもらおうと思ったら、「あんたのお金使いますよ、公園はあなたたちが使うんですから、お金出してくださいね」と言ったら、つくるわけないの絶対。やめてくれと言う。でも税金からつくるということになったら、あるいは公金からつくるということになったら、痛まないんだからつくってもらおうかという気になっちゃうわけだよ。だからそれを我々はすごく心配しているというかな。特化すべきだというのが、私の意見ですね。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかに経緯の中に日常的に地域コミュニティの憩いの場という言葉は入っていますが、私も遊具とか、そのへんの構造物に関してはちょっと疑問を感じていますけれども、そのへんはよく課の中でもうちょっともんでいただきたいと思えます。

ほかに何かあれば。

倉持委員。

○倉持安幸委員 設計段階でしょうから、あとの細かいところまではわからないとは思いますが、砂をどういふ砂を使うのかとか、あと築山、要するに砂が材料ですから、相当

草が生えるんですよね。その管理するのに周りを芝生を張るとかね。どういう考えでつくろうとしているのかだけちょっと聞きたい。

○委員長（田辺正弘委員長） 大塚課長。

○大塚 好安全対策課長 土砂につきましては、今全ての土砂の受け入れ、搬入先というのは確定してございませんが、今建設しておりますスマートインターチェンジの余剰土なども活用して土砂は搬入したいと、そのように考えております。

維持管理、のり面の維持管理につきましては、その種子を吹きつけるのか、芝にするのか、そのへんにつきましては、今実施しております実施設計の中で検討してまいります。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○倉持安幸委員 よく建設工事に使う山砂はね、雨降ると流れちゃうよ。だからやっぱり粘土を含んでいる土のほうがいいのかな。水の染み込まないたちもあるし。そのへんよく砂のことも研究して、いいものをつくってくださいよ。

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 圏央道の土を利用したのは、長生村の築山でしょう。あれ意外と中にコンクリートみたいなのをやっているんだけど、意外と崩れていないなど。それはちょっと倉持委員のおっしゃるとおり、崩れがやっぱり怖いので、ちょっと見ていたことあるんですけども、意外と崩れないみたい。だから意外とあのへんの土って丈夫なのかなというイメージのね。だから大いにね。それによってちょっと長生村の役場に行って聞いたら、あれは結構大いに役立ったと。お金の面でもね。半分はあれお金は出ているから。あと半分が村持ちでしょう。だからそういったことを言っていましたんで、大いに活用していただければなと思っています。

○委員長（田辺正弘委員長） では、都市整備課、安全対策課の皆さん、退席していただいて結構です。

（都市整備課・安全対策課 退室）

○委員長（田辺正弘委員長） 5分ほど、暫時休憩。

（午後 2時42分）

（午後 2時46分）

○委員長（田辺正弘委員長） 再開します。

それでは、各議案に対して取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第5号に対するご意見及び討論等がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田辺正弘委員長) それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(田辺正弘委員長) 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号に対するご意見及び討論等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田辺正弘委員長) それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(田辺正弘委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号に対するご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田辺正弘委員長) それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(田辺正弘委員長) 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号に対するご意見及び討論等ございませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 私ぜひね、現場を見てみたいと思うんですけども、ぜひ当委員として、この現場、現地を視察して、それでそれから採決していただきたいと私は思っております。

○委員長(田辺正弘委員長) いかが諮りましょうか。

黒須委員のそういう要望が出ておりますが、ほかの委員の方。

はい。

○副委員長(前之園孝光副委員長) 非常にね、現地を見るということはいいいことなんですけ

れども、具体的にどういうふうな格好でやるのか。それから今やるのか。採決の前ですから、採決の前に見たいということですよ。そのへんちょっと確認します。

○委員長（田辺正弘委員長） もちろんそうですね、見てからということですね。車は手配できますか。

○石井繁治議会事務局副主幹 確認します。

○委員長（田辺正弘委員長） 暫時休憩。

（午後 2時49分）

（午後 2時51分）

○委員長（田辺正弘委員長） 再開します。

議案第11号は視察に行ってから採決という形をとりたいと思います。

◎道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書の内容については、先日の議会運営委員会全員協議会で説明したとおりであります。それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

この間、口が足りませんでしたけれども、私の説明で委員の方がある程度納得していただければ、このまま議事を進めたいと思いますが、どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、討論も希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 意見等は出尽くしたというか、ないから、採決に移ってもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、意見書の提出については原案のとおり可決いたしました。

この意見書（案）は、最終日に議員発議となります。提出者は委員長、賛成者は前之園副委員長、倉持委員、黒須委員、石渡委員とすることでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） では、そのように準備させていただきます。

以上で11号議案を除いて、当委員会に付託された議案の審査をとりあえず終了いたします。それでは、車手配できるそうなので、その現場を見てから、議案第11号の採決に移りたいと思います。

（午後 2時53分）

（午後 3時55分）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、再開いたします。

議案第11号に対するご意見及び討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎その他

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、その他ですが、その他なければ協議事項として、その他を終了したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） では、副委員長お願いします。

◎閉会

○副委員長（前之園孝光副委員長） では、皆様、現地まで行って、非常に慎重な委員会でした。では、これをもちまして産業建設常任委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

（午後 3時56分）